

官民人事交流の更なる活用の促進に向けた 交流基準の見直し等に伴う人事院規則の改正等について

報道資料

令和4年12月15日

措置のポイント 本年12月16日に改正人事院規則を公布、令和5年1月1日から施行

<交流基準の見直し>

- ① 国の機関と所管関係にある同一企業との間の連続交流回数制限について、回数を算定する組織単位を本省庁の「局」から「課」に見直し
- ② 民間企業が起訴された場合等に人事交流を制限する期間を1年間かつ同一事案について1回のみに見直し

<官民人事交流対象法人の拡大>

- ③ 各府省からの要望を踏まえ、労働金庫連合会、損害保険料率算出団体、認可金融商品取引業協会、自主規制法人及び消費生活協同組合連合会を官民人事交流対象法人に追加

①連続交流回数制限の見直し

<交流基準の改正（人事院規則21—0第13条及び第22条）>

<見直し前> 国の機関と所管関係（※）にある同一企業との間では、連続して4回以上、当該企業と所管関係にある本省庁の「局」との間で人事交流をすることができない。



<見直し後> 連続交流回数制限に係る組織単位を本省庁の「局」から「課」に見直す。

※「所管関係」とは、許認可権限等を有する国の機関と企業等との関係をいう。

【考え方】

「課」の所掌事務の範囲は、国家行政組織法において政令等で定めることとされており、各府省組織令等によって明確に規定されているほか、行政処分や契約事務の執行も通常「課」の単位で行われており、所管関係に係る基準を見直したとしても、公務の公正性や官と民の透明性は引き続き確保されるものと考えられる。

②交流制限期間の見直し

<交流基準の改正（人事院規則21—0第7条）>

<見直し前> 人事交流を行おうとする日前2年以内に、企業・役員等が業務に係る刑事事件で起訴された場合又は特定不利益処分（許認可等の取消し、業務停止命令、役員了解任命令、重加算税の徴収若しくは課徴金の納付命令）を受けた場合には、その企業とは人事交流を行うことができない。



<見直し後> 官民人事交流制度の更なる活用を図るため、民間企業が起訴された場合等に人事交流を制限する期間を緩和し、人事交流を制限する期間を1年間に短縮する。

あわせて、一の不正行為事案で起訴又は特定不利益処分が行われた場合の取扱いについても、1回目の起訴又は特定不利益処分を起算点とした交流制限のみを行うように見直す。

【考え方】

- 社会情勢が急速に変化し、官民の人事交流の必要性が高まっている。他方、近年のコンプライアンス意識の高まりから、民間企業に不祥事案があった場合には、速やかに事実を公表して説明責任を果たすことが一般的になり、また、年1回以上開催される株主総会においても再発防止策を含めた十分な説明が求められることとなる。これらを踏まえると、交流制限期間については2年から1年に緩和することが適当であると考えられる。
 - ※ 慎重な対応が必要と認められる事案等については、計画の審査に当たり、人事院が各府省に必要な助言・指導を行う。
- ある事案に関して①課徴金納付命令を受け、②同一事案について刑事事件として法人が起訴された場合、①及び②それぞれを起算点として一定期間官民交流を行うことができない仕組みとなっている。このような仕組みは、同一の事案について二重で交流制限をかけるものであり、適切ではないと考えられる。

③官民人事交流対象法人の拡大

<人事院規則21—0第4条>

労働金庫連合会、損害保険料率算出団体、認可金融商品取引業協会、自主規制法人及び消費生活協同組合連合会を加える。

【考え方】

各府省から要望のあったこれらの法人は、いずれも自立した経営が行われており、官民人事交流制度の目的を達成するために適切な法人であると認められることから、官民人事交流の対象となる法人として追加する。

審査事務の合理化

本年12月16日に改正通知を发出、令和5年1月1日から実施

- 各府省の事務負担を軽減するとともに、手続の更なる迅速化を図るため、以下の措置を講ずる。
 - ① 人事院が人事交流の計画を認定する際の審査方法及び提出資料の見直し
 - ② 各府省限りで人事交流の計画を変更することができる範囲の拡大

①申請書の入力支援の拡充及び提出資料の抜本的見直し

＜事務総長通知の改正及び運用の見直し＞

ア 申請書の入力支援の拡充

＜見直し内容＞ 各府省の事務負担を軽減し、審査の迅速化を図るため、以下の入力支援の拡充を行う。

- ① 申請に係る入力支援シートを作成し、入力した内容を申請書様式に自動で転記することで各府省の申請書作成を支援する
- ② 入力支援シートの入力中に記載例やチェックポイント解説を参照できるようにするとともに、入力項目相互間の整合性を自動で確認する機能を持たせ、申請書の誤りを防止する

イ 提出資料の見直し

＜見直し内容＞ 以下の措置を講ずることにより申請時の提出資料を大幅に削減する。

- ① 交流予定企業の定款、組織図、営業報告書等の書類の提出を不要とする
- ② 入力支援シートに交流予定企業の担当者の確認項目を設け、企業の申請責任者の確認を得ることにより、特別契約関係の確認のための契約内容の内訳を証明する書類（※）、交流採用時の採用予定者の企業内での地位や職務経歴を証明する書類等の提出を不要とする

※特別契約関係については、交流予定府省との間の過去5年度間の契約実績が小さい場合（8%未満）には確認書類を簡素化これにより、契約実績がある企業全体の約98%（推計）が該当する見込み

- ③ 官民人事交流に関する年次報告（※）に当たっての提出資料について、網羅的な報告書の提出を廃止し、人事記録の写しの提出を求め、人事記録で確認できない必要最小限の情報のみを提出を求める

※官民人事交流法に基づき人事院は毎年国会及び内閣に対し、官民人事交流の状況を報告している

②各府省限りで計画変更できる範囲の拡大

＜事務総長通知官民人事交流法第8条関係・第19条関係及び規則第34条関係・第44条関係の改正＞

＜見直し内容＞ 以下のとおり、各府省限りで計画変更できる範囲を拡大する。

これにより、各府省限りで計画変更できる範囲は、令和3年度実績ベースで約67%から約88%に拡大。

交流派遣に係る主な計画変更

項目		見直し前	見直し後
期間の変更	交流派遣日から3年以内の期間	●	○
派遣先企業における地位変更	業務内容の変更を伴わないもの	●	○
派遣先企業の名称変更	新たに所管関係が生じないもの	●	○

※ 表中の「○」は各府省限りで計画変更が可能なもの、「●」は人事院の個別認定が必要なもの

交流採用に係る主な計画変更

項目		見直し前	見直し後
官職の変更 (昇任・併任等)	同一府省内の官職変更で職務内容の変更が極めて軽微であり、新たに所管関係が生じないもの	●	○
	併任の解除	●	○
交流元企業の名称変更	新たに所管関係が生じないもの	●	○
交流元企業における地位変更		●	○

【公正性の確保】

人事院が各府省の行った計画変更の事後チェックを行うことで、適正な運用を確保。

【参考】交流基準に係る交流審査会の答申（令和4年10月3日）

人事院規則21—0（国と民間企業との間の人事交流）の改正について（答申）

- 1 令和4年9月27日付け人企一1183をもって諮問のあった標記の件について、交流審査会は、諮問のとおり改正することを適当と認め、これを了承する。
- 2 本改正に当たっては、人事院において次の点に留意されたい。
 - (1) 官民人事交流の意義及び本件交流基準の見直しの合理性について丁寧な説明に努めること。
 - (2) 交流制限期間の1年間への短縮は最低基準としては合理的である。一方、社会的な影響を踏まえると当該期間を超えてもより慎重な対応が必要と認められる事案等については、人事院が官民人事交流の実施に関する計画を審査するに当たり、各府省に必要な助言・指導を行い、適切な取扱いとなるように努めること。
 - (3) 交流基準については、本件の見直しを含め、運用状況に照らして適切であるかについて常に留意し、必要があると認めるときは更なる見直しを検討すること。